

鳥取県消防防災ヘリコプター「だいせん」

# 運航の手引

令和8年1月 改訂版



鳥取県消防防災航空センター

# 目 次

## I 運航のしくみ

- 1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航の概要
- 2 鳥取県消防防災航空センターの運航組織
- 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に係る支援要請の概要
- 4 緊急運航に係る支援要請手続フロー図
- 5 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図
- 6 鳥取県消防防災ヘリコプター無線通信体系図

## II 運 航 規 程

- 1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
- 2 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領
- 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの救急業務に関する取扱細則
- 4 夜間の地震等大規模災害時における鳥取県消防防災ヘリコプターの対応基準
- 5 鳥取県消防防災ヘリコプターの運航に係る安全管理要領
- 6 鳥取県消防防災ヘリコプター乗組員の酒精飲料に係わる安全管理要領
- 7 鳥取県消防防災ヘリコプター事故等発生時の体制及び対応要領
- 8 鳥取県消防防災航空隊CRM実施要領
- 9 鳥取県消防防災航空隊教育訓練基本計画
- 10 鳥取県消防防災航空隊教育訓練実施計画

## III 各種協定・関係規程等

- 1 災害時の相互応援に関する協定書
- 2 鳥取県航空消防支援協定
- 3 鳥取県下広域消防相互応援協定
- 4 鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定
- 5 兵庫県と鳥取県の消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 6 中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 7 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定
- 8 鳥取県消防防災ヘリコプターの医師搭乗型運用に関する協定書
- 9 医師同乗救急ヘリコプターの運用に関する協定書
- 10 航空救命措置に関するメディカルコントロール等に関する協定書
- 11 航空救命措置に関するメディカルコントロール等実施細目
- 12 鳥取県消防防災ヘリコプターの活動に伴う航空救急活動等に関する契約書
- 13 鳥取県消防防災ヘリコプターの活動に伴う航空救急活動等に関する協定書
- 14 公立豊岡病院ドクターヘリと鳥取県消防防災ヘリコプターの連携活動に関する協定書
- 15 鳥取県消防防災ヘリコプターの活動に伴う救急活動等に関する協定書
- 16 大規模災害時における航空燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定
- 17 航空燃料の備蓄に関する覚書
- 18 鳥取空港運用時間外における消防防災ヘリコプターの緊急運航に伴う空港施設の利用に関する覚書
- 19 鳥取空港緊急ヘリパッド運用要領
- 20 大規模災害時鳥取空港駐機要領

## IV 防災訓練等への参加要請のしくみ

- 1 防災訓練等参加要請手続フロー図
- 2 市町村防災訓練等への鳥取県消防防災ヘリコプターの参加に関する取扱要領
- 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの一般行政活動に関する取扱要領

## V 安全基準等

- 1 航空法（抜粋）
- 2 運航に必要な気象情報の観測通報要領
- 3 飛行場外離着陸場に関する事項
- 4 搭乗者の遵守事項

# I 運航のしくみ

- 1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航の概要
- 2 鳥取県消防防災航空センターの運航組織
- 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に係る支援要請の概要
- 4 緊急運航に係る支援要請手続きフロー図
- 5 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図
- 6 消防防災ヘリコプター無線通信体系図

# 1 鳥取県消防防災ヘリコプター運航の概要

## 1 活動体制

(1) 活動日 終年

(2) 運航時間

ア 原則として午前8時30分から午後5時15分（午後5時15分までに日没となる場合は日没）までとする。ただし、運航管理責任者が特に認める場合には、この限りでない。（鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱）

イ 緊急時の運航については、運航管理責任者が特に認める場合は、日の出から日没までとする。（鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領）

ウ 大規模災害時において、総括管理者及び運航管理責任者が特に必要と認める場合には、夜間における災害応急対策活動を行う。原則、「鳥取市」「倉吉市」「米子市」「境港市」の市街地及び鳥取県内の海岸線の地域に限る。（夜間の地震等大規模災害時における鳥取県消防防災ヘリコプターの対応基準）

## 2 運航

(1) 緊急運航

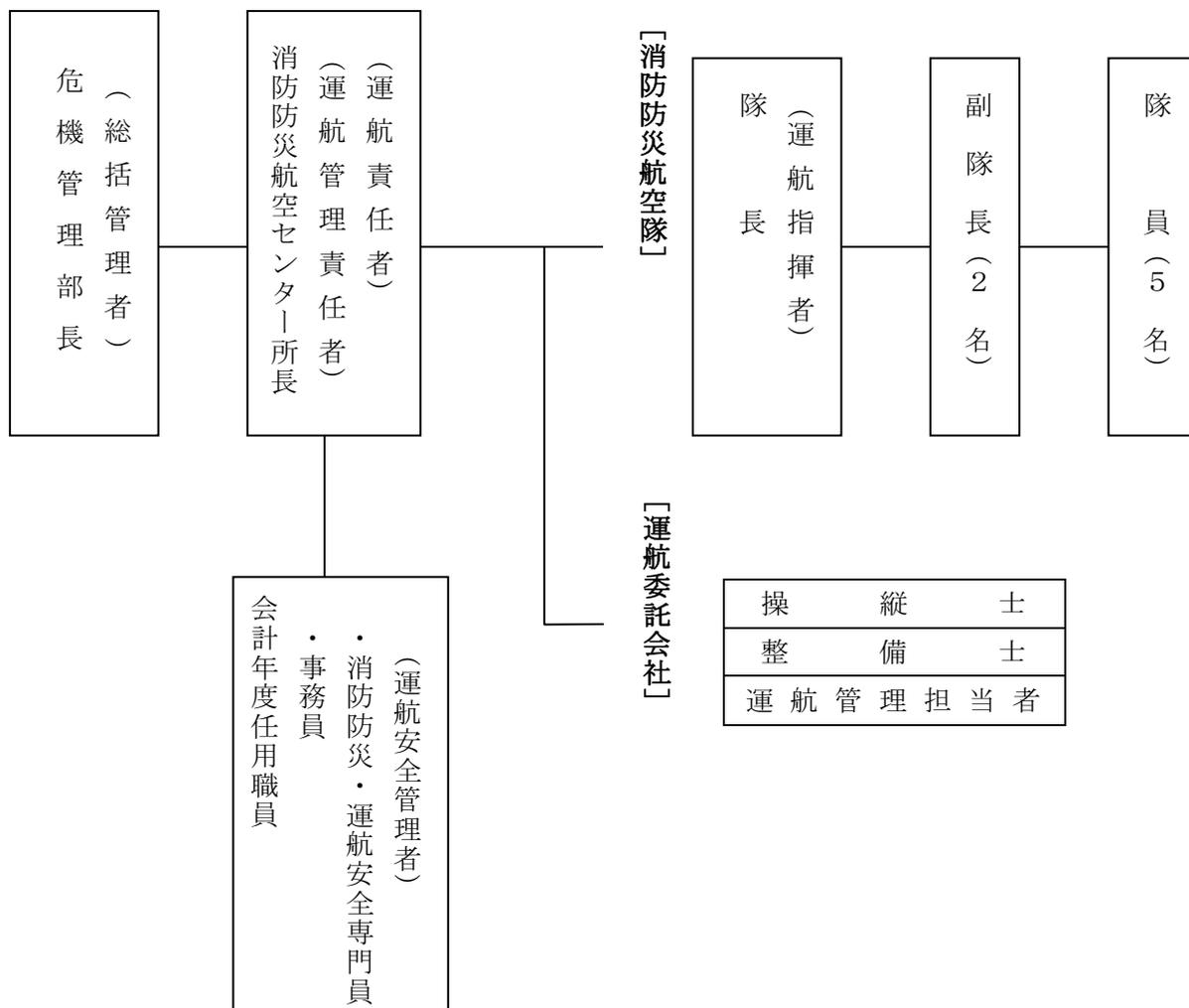
活動区分	活 動 内 容
災害応急対策活動	1 被災状況等の調査及び情報収集活動 2 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送 3 災害に関する情報等の伝達広報活動 4 その他、特にヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合
火災防御活動	1 林野火災等における空中からの消火活動 2 被害状況調査及び情報収集活動 3 人員、資機材の搬送 4 その他、特にヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合
救急活動	1 交通遠隔地からの救急患者の搬送 2 傷病者発生地への医師及び医療器材の搬送 3 高度医療機関への傷病者の転院搬送 4 その他、特にヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合
救助活動	1 水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助 2 高層建築物火災における救助 3 陸上からの接近が不可能な場所での救出 4 航空事故等での救助 5 その他、特にヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合
広域航空消防 応援活動	1 災害等に係る他県への広域応援活動

(2) 通常運航

活動区分	活動内容
災害予防 対策活動	1 災害危険箇所等の調査 2 住民への災害予防の広報活動 3 その他の災害予防活動
教育訓練活動	1 各種防災訓練等への参加 2 自隊訓練 3 その他の訓練活動
一般行政活動	1 航空調査 2 各種広報 3 その他

※運航は、緊急運航を優先して行う。

## 2 鳥取県消防防災ヘリコプターの運航組織



### 鳥取県消防防災航空センターの職員配置状況

県職員		消防防災航空隊		運航委託会社		合計
所長	1名	隊長	1名	縦士	3名	18名
会計年度任用職員	2名	副隊長	2名	整備士	3名	
		隊員 (救急救命士3名)	5名	運航管理担当者	1名	

### 3 鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に係る 支援要請の概要

#### 1 緊急運航の原則

緊急運航については、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「災害時の相互応援に関する協定」並びに「鳥取県航空消防支援協定」の定めによるものとする。

#### 2 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次のすべての要件を満たす場合に、消防防災ヘリコプターの運航を行うものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合)

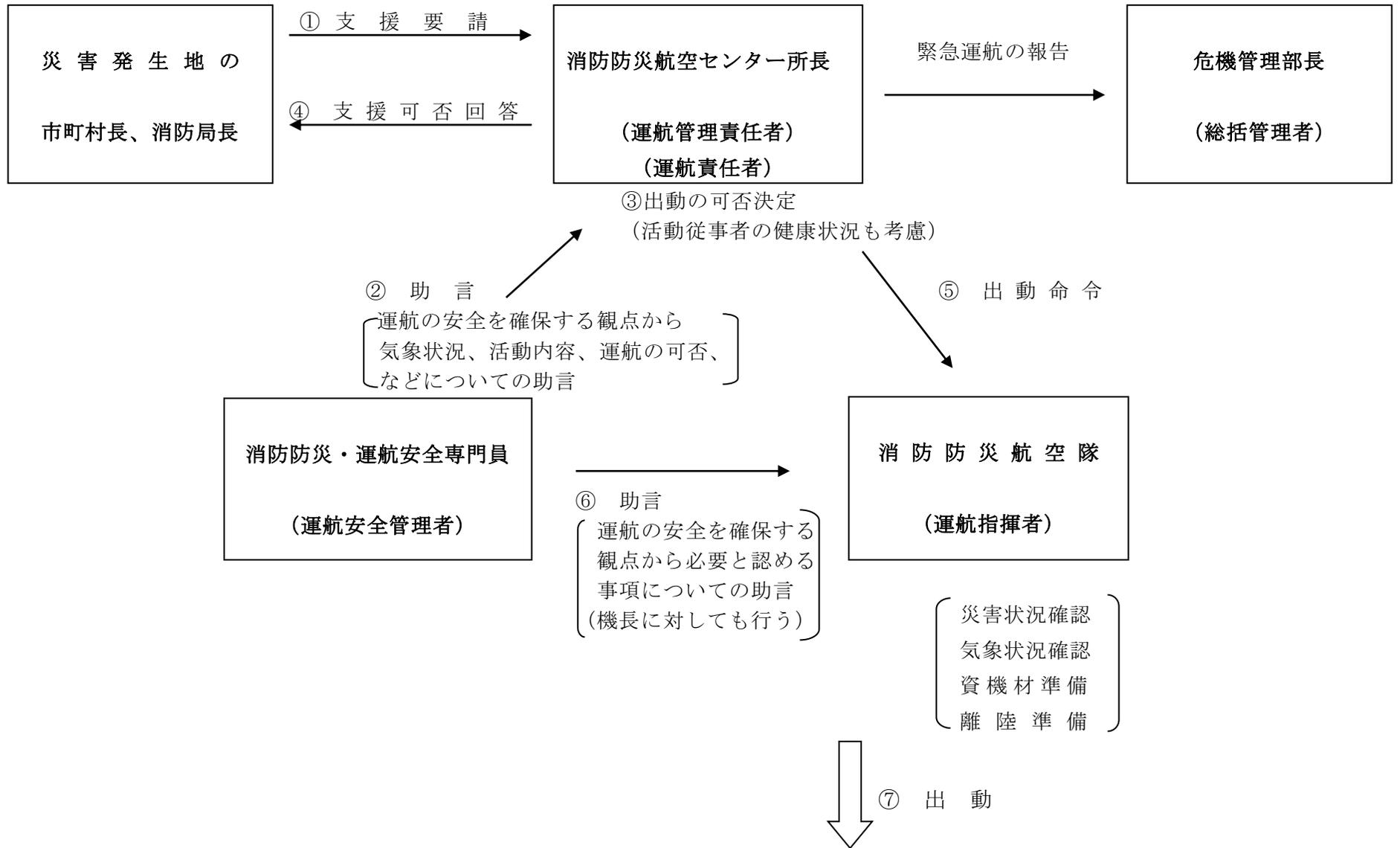
#### 3 要請者

市町村長又は消防局長が緊急運航に係る要請を行うものとする。

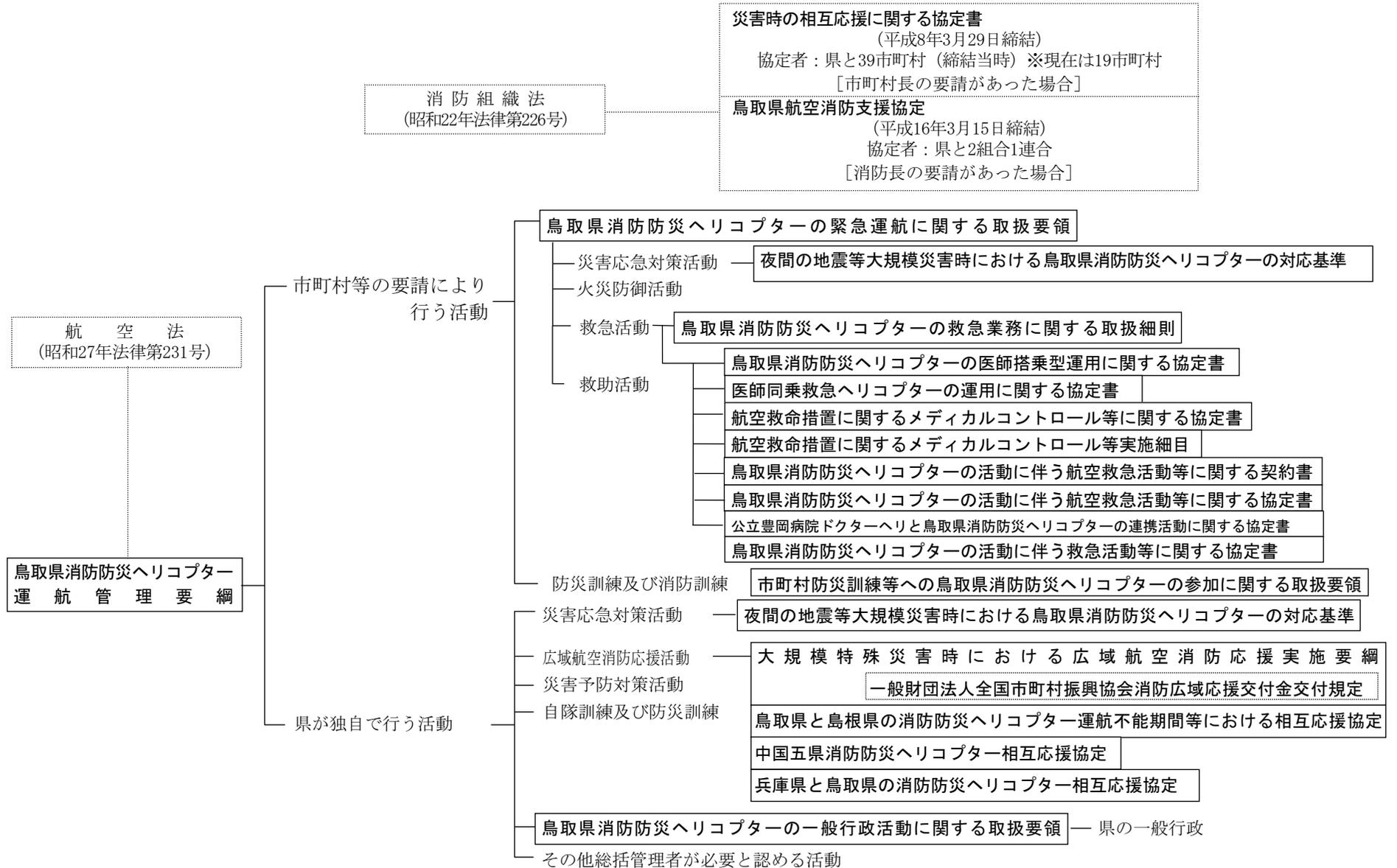
#### 4 要請方法

緊急運航の要請は、鳥取県消防防災航空センターへ電話等により災害の種別及び場所等、必要な事項を明らかにして行うものとする。

#### 4 緊急運航に係る支援要請手続きフロー図



## 5 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図



その他の協定 ①災害時の相互応援に関する協定書（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県／H7.7.13 締結）

②中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書（H7.12.5 締結）

③災害時の相互応援に関する協定書（兵庫県と鳥取県／H8.5.31 締結）

④全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（H8.7.18 締結）

⑤鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定（H23.11.18 締結）

## 6 鳥取県消防防災ヘリコプター無線通信体系図

